

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aに雇用され、B市内の公共下水道工事に従事していたが、平成〇年〇月〇日にシールドトンネル坑内工事でのサンダー作業中に鉄粉が左目に混入し、翌日、C眼科に受診し、「左眼角膜異物」と診断された。その後、同年〇月〇日からD病院に転院し、「左角膜混濁」と診断され、治療の結果、同年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）には該当しないものと認め、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、左眼の視力障害であると認められ、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「監督署の意見書では検査日毎に変動がみられ、となっているが、自分としてはほとんど変わっておらず、客観的な障害として0.6以下になり得ると考えている。」と述べている。

(2) E医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書によると、左眼視力については検査日によって差があり、「0.05 (矯正不能)」から「0.2 (矯正不能)」間の視力が測定されている。

一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「左眼の角膜混濁は鉄粉除去によるものである。しかし、混濁が角膜の中央を外れ、内下方に位置していること、混濁自体が薄く、かつ、非常に狭い範囲に限局していること、角膜不正乱視などが全く認められないこと等から、視機能に及ぼす影響は極めてわずかで、視力は0.8～0.9以上で、1.0の視力が測定されることも十分あり得る状態と判断される。さらに、両眼開放視力測定では、左眼は0.1 (通常の測定からは被鑑定人は0.01しか見えないはずである) であり、全く信頼性や整合性のない心因性視力障害または詐病を疑わせる結果であった。したがって、本件の左角膜混濁自体の災害との医学的因果関係は認められるものの、極めて軽微であり、現視力障害等に関する因果関係はないものと鑑定する。」と述べている。

上記医師意見等を勘案すると、請求人が訴える視力障害は医学的に説明し得るものではないことから、F医師の「因果関係はない。」とする意見は、妥当なものであり、請求人には、障害等級に該当する視力障害が残存してはいない

と判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のおり裁決する。